

令和 7 年 2 月 2 8 日

第 1 回江津市議会定例会

議

案



同意第 1 号

公平委員会委員の選任について

下記の者を江津市及び江津邑智消防組合公平委員会委員に選任することについて、
地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同
意を求める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

江津市長 中 村 中

記

住 所

氏 名 森 奈 々 子

生年月日

同意第 2 号

功労者の選定について

下記の者を江津市表彰条例（昭和 34 年江津市条例第 156 号）第 4 条第 4 号該当の功労者として選定することについて、同条例第 7 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

江津市長 中 村 中

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
	湯 谷 勝 弘	
	田 村 賢 二	
	佐 々 木 英 美	
	森 下 豪	

同意第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和 24 年法律第 139 号) 第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

江津市長 中 村 中

記

住 所

氏 名 大 原 康 敬

生年月日

承認第 1 号

専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

専決処分第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するも議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 1 0 日

江津市長 中 村 中

令和 6 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 8 号）を定めることについて

令和 6 年度島根県江津市一般会計補正予算（第 8 号）を別冊のとおり定めるものとする。

議案第 1 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

記

1 財産の表示

種 類	数 量
①遠隔始動制御盤	2 台
②排水ポンプ（ホース等込み）	6 基
③三相発電機	2 台

2 契 約 名 令和 6 年度 渡津地区 10 号都市下水路

遠隔始動排水ポンプシステム

3 取 得 方 法 随意契約

4 取得予定金額 60,511,000 円（税込み）

5 相 手 方 島根県浜田市下府町 327-24

株式会社 原商 浜田支店

支店長 岡本 敏幸

議案第 2 号

地方自治法改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

別紙のとおり、地方自治法改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

地方自治法改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(江津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 江津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年江津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(江津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 江津市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年江津市条例第361号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(江津市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 江津市下水道事業の設置等に関する条例（令和4年江津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(江津市監査委員条例の一部改正)

第4条 江津市監査委員条例（平成7年江津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 3 号

江津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

江津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年江津市条例第293号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円	1,079千円
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の江津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 4 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

別紙のとおり、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第3号中「60歳」を「満60歳」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円とする」

同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の3第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第8条の4第1項中「から2年」を「から3年」に改め、「異動等後の支給割合（）」の次に「第8条の3第3項の規則で定める級地の変更により、」を加え、「改定された場合にあっては、当該改定後」を「変更された場合にあっては、当該変更後」に改め、同項第1号中「改定された」を「第8条の3第3項の規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた」に改め、「次号」の次に「及び第3号」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げ

る期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

第9条第2項第1号中「以下この号」を「次項」に、「いう。)。。」を「いう。)」に改め、同号ただし書きを削り、同項3号中「(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間の最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第9条の2第3項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他市長が規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。)」を削る。

第15条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第17条の2中「及び第7条から第8条の2まで」を「及び第7条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

職員	職	1級	2級	3級	4級	5級	6級
----	---	----	----	----	----	----	----

の区分	務 の 級						
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
員以	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900

	23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700
	25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100
	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300
	27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500
	29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600
	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000
	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
	36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
	37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
	39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500
	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
	41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800

51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	

	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
	86	256, 000	297, 100	346, 000			
	87	256, 300	297, 400	346, 400			
	88	256, 600	297, 700	346, 800			
	89	256, 900	298, 000	347, 000			
	90	257, 200	298, 300	347, 400			
	91	257, 500	298, 600	347, 800			
	92	257, 800	299, 000	348, 200			
	93	258, 100	299, 200	348, 400			
	94		299, 400	348, 800			
	95		299, 700	349, 200			
	96		300, 100	349, 500			
	97		300, 300	349, 800			
	98		300, 600	350, 200			
	99		301, 000	350, 600			
	100		301, 400	351, 000			
	101		301, 600	351, 500			
	102		301, 900	351, 900			
	103		302, 200	352, 300			
	104		302, 500	352, 700			
	105		302, 700	353, 200			
	106		303, 000	353, 600			

	107		303,300	353,900			
	108		303,600	354,200			
	109		303,800	354,700			
	110		304,200				
	111		304,600				
	112		304,900				
	113		305,100				
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年江津市条例第7号）

の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「及び第17条」及び「及び第15条」を削り、同条第2項中「及び第16条」を「、第16条及び第17条」に、「100分の172.5」を「100分の95」に改め、「「100分の95」」の次に「と、同条第17条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成22年江津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条の表第17条の2の項中「第8項まで及び第7条から第8条の2」を「第9項まで、第7条及び第8条」に、「第7条から第8条の2」を「第7条及び第8条」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年江津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「及び第5項」を「、第5項」に、「並びに第7条から第8条の2まで」を「及び第7条」に改める。

(江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年江津市条例第371号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日にその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1項の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後給与条例第8条の3第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

- (1) 前項前段の規則で定める地域手当の級地の区分及び割合は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第7条第1項に規定する人事院規則で定める地域手当の級地の区分及び割合との均衡を失しないよう定めるものとする。

(切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和10年3月31日までの間に改正後給与条例第8条の4第1項に規定する異動等のあった職員については、同条第1項中「割合をいう」とあるのは「割合又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 年条例第 号。以下この条において「令和 年改正条例」という。）附則第5項の規則で定める割合をいう」と、「前条」とあるのは「前条又は令和 年改正条例附則第5項」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和 年改正条例附則第5項の規則で定める級地の区分、同項の規則で定める割合若しくは同項後段の規則で定める級地の変更により、」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は令和 年改正条例附則第5項の規則で定める級地の区分、同項の規則で定める割合若しくは同項後段の規則で定める級地の変更」として、同条の規定を適用する。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2

15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30

43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58

71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			

99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

議案第 5 号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（昭和29年江津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 6 号

職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年江津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「定める者」の次に「（第12条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第12条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び江津市水道事業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のとおり、職員の特殊勤務手当に関する条例及び江津市水道事業職員の給与
の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方
自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決
を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び江津市水道事業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年江津市条例第20号）の一部
を次のように改正する。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 災害応急作業等従事手当

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等従事手当)

第9条 災害応急作業等従事手当は、異常な自然現象の状況下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場及び市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急作業等で市長が定める災害応急作業等に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,080円を超えない範囲内で市長が定める。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の作業が日没時から日の出時までの間において行われた場合の同項に規定する手当の額は、前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。

4 第2項の規定にかかわらず、市長が定める危険な場合の第1項に規定する手当の額は、第2項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。

(江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年江津市条例第371号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、特殊勤務手当」を加える。

第7条を次のように改める。

(特殊勤務手当)

第7条 特殊勤務手当は、異常な自然現象の状況下において重大な災害が発生し、

又は発生するおそれのある現場及び市外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急作業等で管理者が定める災害応急作業等に従事したときに支給する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

市長等の給与に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

別紙のとおり、市長等の給与に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部
を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第
96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

市長等の給与に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する
条例

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長等の給与に関する条例（昭和29年江津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「

宿泊料 (1夜につき)	
県内	11,800円
県外	13,100円

」を「

宿泊料 (1夜につき)	
島根県	13,000円
島根県を除く各都道府県 職員等の旅費の支給に関する規則（昭和30年江津市規則第24号）別表の額	

」に改める。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 職員等の旅費に関する条例（昭和29年江津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(宿泊料)

第13条 宿泊料の額は、別表及び規則で定める各都道府県に応じた額を上限として実費額を支給する。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

別表中「

県内	37円	1,500円	9,800円	2,200円
県外	37円	2,200円	10,900円	2,200円

」を「

島根県	37円	1,500円	9,800円	2,200円
島根県を除く各都道府県	37円	2,200円	規則で定める各都道府県に応じた額	2,200円

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

江津市課設置条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市課設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市課設置条例の一部を改正する条例

江津市課設置条例（平成27年江津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表「下水道課」の項の次に次のように加える。

国スポ推進課

第3条の表「（3） 汚泥共同処理施設に関すること。」の項の次に次のように加える。

国スポ推進課

（1） 国民スポーツ大会に関すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 10 号

江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

江津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年江
津市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

江津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江津市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（令和 4 年江津市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改める。

第 3 条第 1 項中「職員の員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね、3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

江津市墓地公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市墓地公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市墓地公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

江津市墓地公園設置及び管理条例（昭和63年江津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「402番地、403番地、475番地及び1844番地」を「3211番地1及び3211番地4」に改め、「江津市松川町市村296番」の次に「地」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

江津市国民健康保険条例（昭和 34 年江津市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 6 中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 14 条の 6 の 12 中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 18 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 18 条の 4 第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 7 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 8 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 14 条の 6、第 14 条の 6 の 12、第 18 条及び第 18 条の 4 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 14 号

桜江ライスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

別紙のとおり、桜江ライスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

桜江ライスセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

桜江ライスセンターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年江津市条例第 129 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

議案第 15 号

江津工業団地企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津工業団地企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津工業団地企業立地促進条例の一部を改正する条例

江津工業団地企業立地促進条例（平成 13 年江津市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 20 以内」を「100 分の 30 以内」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

江津市地域コミュニティ交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市地域コミュニティ交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市地域コミュニティ交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

江津市地域コミュニティ交流センターの設置及び管理に関する条例（平成25年江津市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように改める。

センターに、センター長を置き、集落支援員その他の職員（以下、「集落支援員等」という。）を置くことができる。

第7条第3項中「地域マネージャー」を「集落支援員等」に、「センターの管理」を「センターの管理及び地域の状況把握等」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 17 号

江津市生活バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例制定について
別紙のとおり、江津市生活バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市生活バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例

江津市生活バス運行事業に関する条例（平成16年江津市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

(11) 江津川平線	単位：円									
	川平									
	松平防災 拠点施設前									
	船津橋									
	赤栗									
	田野村集会所前									
	旧金田ふれあい センター前									
	千金									
	江津本町									
	旧市役所前									
	江津駅前									
	江津市役所									
	済生会病院									
	ゆめタウン江津 前									

」

を

「

(11) 江津川平線	単位：円									
	川平									
	八重山神社前									
	松平防災 拠点施設前									
	船津橋									
	田野村集会所前									
	旧金田ふれあい センター前									
	千金									
	江津本町									
	旧市役所前									
	江津駅前									
	江津市役所									
	済生会病院									
	ゆめタウン江津 前									

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

江津市手数料条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 江津市手数料条例（平成12年江津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号の表を次のように改める。

区分	手数料の額
1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）	
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 5,030円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 9,050円
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 14,000円
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 19,000円
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 34,100円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 48,200円
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項に基づく審査を受けようとする者（江津市が審査を受けようと	

する場合を除く。) ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) イ 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	一の工作物につき 8,050円 一の工作物につき 4,020円
3 法第6条の3第1項又は法第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定を要する建築物等に関する手数料(江津市が審査を受けようとする場合を除く。) ア 構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものであって、床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの イ 構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるものであって、床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 161,000円 申請又は通知1件につき 213,000円
4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。) ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	申請又は通知1件につき 10,000円 申請又は通知1件につき 12,000円 申請又は通知1件につき 16,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 22,000円
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 36,100円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知 1 件につき 50,300円
5 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）	一の工作物につき 9,050円
6 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定を受けようとする者	申請 1 件につき 120,000円
7 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定を受けようとする者	申請 1 件につき 27,300円
8 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 120,000円
9 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。）の特例の認定を受けようとする者	建築物の数が2以下である場合にあつては78,300円、建築物の数が3以上である場合にあつては78,300円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

10 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定を受けようとする者	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,300円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
11 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定を受けようとする者	建築物(一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,300円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
12 法第86条の5第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等の認定又は取消しを受けようとする者	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
13 法第86条の6第2項の規定に基づく1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
14 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
15 法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩	申請1件につき 27,300円

和に係る認定を受けた工事の全体計画 の変更の認定を受けようとする者	
16 法第87条の2第1項の規定に基づく 既存の1の建築物について2以上の工 事に分けて用途の変更に伴う工事を行 う場合の制限の緩和に係る工事の全体 計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
17 法第87条の2第2項の規定に基づき 準用する法第86条の8第3項の規定に 基づく既存の1の建築物について2以 上の工事に分けて用途の変更に伴う工 事を行う場合の制限の緩和に係る認定 を受けた工事の全体計画の変更の認定 を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
18 法第87条の3第6項の規定に基づく 建築物の用途を変更して興行場等とし て使用する場合は許可を受けようとし る者	申請1件につき 120,000円
19 建築物の敷地と道路との関係に関す る制限の適用除外となる大規模の修繕 又は大規模の模様替の認定（建築基準法 施行令（昭和25年政令第338号。次項に おいて「政令」という。）第137条の12 第6項）	申請1件につき 27,300円
20 建築物の道路内の建築制限の適用除 外となる大規模の修繕又は大規模の模 様替の認定（政令第137条の12第7項）	申請1件につき 27,300円
21 建築物のエネルギー消費性能の向上	

等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。）第2条の規定が適用される建築物（同条第1項第2号若しくは第3号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。）第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を除く。）について、法第6条第1項の規定に基づく建築確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。） ア 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合 （ア） 床面積の合計が200㎡未満	13,000円
---	----------------

(イ) 床面積の合計が200㎡以上 イ 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下この項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。）を有しないものをいう。）又は住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）のみの増築若しくは改築をする複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。）の場合	14,000円
(ア) 床面積の合計が300㎡未満	23,000円
(イ) 床面積の合計が300㎡以上	36,000円

22 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する検査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）	
ア 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	5,000円
イ 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合	
（ア） 住宅部分の床面積の合計が300㎡未満	10,000円
（イ） 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上	20,000円

ウ 検査を受けようとする建築物が非住宅部分（工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分を除く。）を有する場合	
（ア） 非住宅部分の床面積の合計が 300㎡未満	10,000円
（イ） 非住宅部分の床面積の合計が 300㎡以上	16,000円
エ イ及びウのいずれにも該当する場合	イ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

備考

1 この表の 1 の項の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転の場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合、（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1

エ 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1

2 この表の 3 の項の床面積の合計は、適合性判定建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分について算定する。

3 この表の 4 の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては、

当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

第2条第21号の表を次のように改める。

区分	手数料の額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律 (以下この表において「法」という。) 第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画(以下この表において「計画」という。)の認定を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合 (ア) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「省令」という。) 第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円(住宅基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準(以下この項において「認定

	基準」という。)に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあっては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
(イ) 当該住宅について、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
(ウ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	26,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)
イ 非住宅建築物(省令第1条第1項第	非住宅建築物又は複合建築物(非住宅

1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で、非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。))又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る計画の認定を受けようとする場合

(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法(次項において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつては(ア)又は(イ)に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。))に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつては(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあつては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

225,000円(非住宅基準適合証(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下

	この項及び次項において同じ。)の提出がある場合にあっては、10,000円)
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	277,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）
(イ) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（次項において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）
(ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
(オ) 当該建築物の住宅部分について	

て誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	50,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円） 85,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
2 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更（以下この表において「計画の変更」という。）の認定を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合 （ア） 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの （イ） 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	17,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 19,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 9,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 10,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）

(ウ) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円）
イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては（ア）又は（イ）に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては（ウ）から（オ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあつては（ア）又は（イ）及び（ウ）から（オ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(ア) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る	225,000円（変更後の計画に係る非住宅

部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	277,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）
（イ） 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	108,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）
（ウ） 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メー	114,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつて

トル以上のもの (エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの (オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	は、20,000円) 32,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円) 57,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円) 50,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円) 85,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)
3 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて第19号及び江津市建築基準法の施行に関する規則（平成24年江津市規則第34号）第6条の規定により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて第19号の規定により算出した額を、構造計算適合性判定を要す

	る部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて第19号の規定により算出した額を加えた額)
--	---

第2条第22号の表を次のように改める。

区分	手数料の額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項から第5の項までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項から第4の項までにおいて「適合性判定」という。）（以下この項において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者 ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分（以下この項から第5の項までにおいて「工場等部分」という。）を除く。以下この項から第5の項までにおいて同じ。）を有する建築	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に

物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等（共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。以下この項から第5の項までにおいて同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。）である場合	規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この項において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円
b 非住宅部分の床面積の合計が3	276,000円

00平方メートル以上500平方メートル以内のもの	
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号ロの基準（以下この項において「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	108,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	26,000円

(オ) 当該建築物の住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。）について省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（1）の基準（以下この項において「標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	114,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）の基準（以下この項において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	56,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ（1）及び同号ロ（2）の基準又は省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（1）の基準（以下この項	

において「仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	85,000円
イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この項から第5の項までにおいて同じ。)の場合	
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円
(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル	25,000円

ル未満のもの	
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円
2 法第11条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定(以下この項において「計画の変更の適合性判定」という。)を受けようとする者 ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合 (ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。

a 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この項及び第4の項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	224,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	276,000円
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る	86,000円

る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	108,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	26,000円
(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	114,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う	

場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方メ ートル以上500平方メートル以内 のもの	56,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分につ いて仕様・計算併用法基準を用いて 評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの	50,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方メ ートル以上500平方メートル以内 のもの	85,000円
イ 計画の変更の適合性判定を受けよ うとする建築物が一戸建ての住宅の 場合	
(ア) 当該建築物について標準計 算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メート ル未満のもの	17,000円
b 床面積の合計が200平方メート ル以上のもの	19,000円
(イ) 当該建築物について仕様基	

準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円
(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円
3 法第12条第2項の規定に基づく計画の適合性判定（以下この項において「計画の適合性判定」という。）を求めようとする者	
ア 計画の適合性判定を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に

	規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	276,000円
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	108,000円
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	26,000円
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	114,000円
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (キ) 当該建築物の住宅部分につ	56,000円

いて仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	85,000円
イ 計画の適合性判定を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	37,000円
(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円
(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	25,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円

4 法第12条第3項の規定に基づく計画
の変更の適合性判定（以下この項におい
て「計画の変更の適合性判定」という。）
を求めようとする者

ア 計画の変更の適合性判定を求めよ
うとする建築物が非住宅部分を有す
る建築物、工場等部分を有する建築
物、共同住宅等又は複合建築物である
場合

（ア） 当該建築物の非住宅部分に
ついて標準入力法等基準を用いて
評価を行う場合

a 非住宅部分の計画の変更に係
る部分の床面積の合計が300平方
メートル未満のもの

非住宅部分を有する建築物又は工場等
部分を有する建築物にあつては（ア）か
ら（エ）までのいずれかに規定する手数
料の額、共同住宅等にあつては（オ）か
ら（キ）までのいずれかに規定する手数
料の額、複合建築物にあつては（ア）か
ら（エ）までのいずれか及び（オ）から
（キ）までのいずれかに規定する区分に
応じ、それぞれに規定する手数料の額
を合算した額。ただし、非住宅部分及
び工場等部分を有する建築物の場合に
は、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に
規定する区分に応じ、それぞれに規定
する手数料の額を合算した額が当該建
築物の非住宅部分及び工場等部分の床
面積の合計を全て非住宅部分の面積と
みなした場合の（ア）又は（ウ）に規定す
る区分に応じた手数料の額を超えると
きは当該額とする。

224,000円

b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	276,000円
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	30,000円
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの (エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	108,000円
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方	19,000円

メートル未満のもの	
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	26,000円
(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	114,000円
(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	56,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	

a 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方メ ートル未満のもの	50,000円
b 住宅部分の計画の変更に係る 部分の床面積の合計が300平方メ ートル以上500平方メートル以内 のもの	85,000円
イ 計画の変更の適合性判定を求めよ うとする建築物が一戸建ての住宅の 場合	
(ア) 当該建築物について標準計 算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メー トル未満のもの	17,000円
b 床面積の合計が200平方メー トル以上のもの	19,000円
(イ) 当該建築物について仕様基 準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メー トル未満のもの	9,000円
b 床面積の合計が200平方メー トル以上のもの	10,000円
(ウ) 当該建築物について仕様・ 計算併用法基準を用いて評価を行 う場合	
a 床面積の合計が200平方メー トル未満のもの	13,000円
b 床面積の合計が200平方メー	14,000円

ル以上のもの 5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく計画の変更が同令第5条の軽微な変更（以下この項において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この項において「書面の交付」という。）を求めようとする者 ア 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合 （ア） 当該建築物の非住宅部分に	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあつては（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあつては（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては（ア）から（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の（ア）又は（ウ）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
---	---

ついて標準入力法等基準を用いて 評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この項において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	224,000円
b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	276,000円
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて	

評価を行う場合	
a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	108,000円
(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	26,000円
(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	114,000円

(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	56,000円
(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	85,000円
イ 書面の交付を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円

(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円
(ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円
6 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項から第8の項までにおいて「計画」という。）の認定（以下この項及び第8の項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 申請建築物（法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この項において同じ。）について計画の認定を受ける場合	
(ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）、共同住宅等（共	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては、a又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（省令第1条

同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）を有しないものをいう。以下この項及び次項において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項及び次項において同じ。）である場合 a 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次項において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあつてはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 224,000円（非住宅誘導基準適合証（法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この表において同じ。）の提出がある場合にあつては、10,000円）
--	---

(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	276,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）
b 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（次項において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	108,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）
c 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この項において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（住宅誘導基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書

	をいう。以下この表において同じ。） の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
d 当該建築物の住宅部分について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	56,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
e 当該建築物の住宅部分について(省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準(以下この項及び次項において「誘導仕様・計算併用法基準」という。)を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平	85,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）

方メートル以内のもの (イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の場合 a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以	34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円） 37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円） 18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円） 19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円） 25,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円） 28,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
---	---

内のもの イ 他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この項において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合 7 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この項及び次項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者 ア 計画に記載されている建築物について変更する場合（ウの場合を除く。） （ア） 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	当該計画に係る申請建築物及び他の建築物一棟ごとに、アの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額 当該変更する建築物一棟ごとに、1の（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはcからeまでのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあつてはa又はb及びcからeまでのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
---	---

a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この項において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの (b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	224,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円) 276,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)
b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの (b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円) 108,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)
c 当該建築物の住宅部分について	

て誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
d 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	56,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）
e 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）
(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メー	85,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）

トル以内のもの (イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合 a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの イ 計画の記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合（ウの	17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 9,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 10,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 13,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 14,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 当該追加する建築物一棟ごとに、6のアの（ア）又は（イ）に規定する区分
---	--

場合を除く。)	に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額
ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物を計画に追加する場合	当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額
8 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて第19号及び江津市建築基準法の施行に関する規則（平成24年江津市規則第34号）第6条の規定により算出した額（工作物を築造する場合にあつては当該工作物の数に応じて第19号の規定により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて第19号の規定より算出した額を加えた額）

第5条第1項第2号中「官公署の請求によるもの」の次に「（第2条第19号表1の項から5の項、21の項及び22の項を除く。）」を加える。

第2条 江津市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第19号の表を次のように改める。

区分	手数料の額
1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査を受けようとする者（江津	

市が審査を受けようとする場合を除く。) ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	申請又は通知 1 件につき 8,600円 申請又は通知 1 件につき 15,600円 申請又は通知 1 件につき 24,700円 申請又は通知 1 件につき 26,900円 申請又は通知 1 件につき 35,500円 申請又は通知 1 件につき 63,700円 申請又は通知 1 件につき 107,000円
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項に基づく審査を受けようとする者(江津市が審査を受けようとする場合を除く。) ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) イ 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	一の工作物につき 17,700円 一の工作物につき 11,100円
3 法第6条の3第1項又は法第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判	

定を要する建築物等に関する手数料（江津市が審査を受けようとする場合を除く。） ア 構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものであって、床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの イ 構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるものであって、床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	申請又は通知 1 件につき 161,000円 申請又は通知 1 件につき 213,000円
4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。） ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの エ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの オ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの カ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの キ 床面積の合計が1,000平方メートル	申請又は通知 1 件につき 14,000円 申請又は通知 1 件につき 21,000円 申請又は通知 1 件につき 32,000円 申請又は通知 1 件につき 41,000円 申請又は通知 1 件につき 44,000円 申請又は通知 1 件につき 55,000円 申請又は通知 1 件につき 64,000円

を超えるもの	
5 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に基づく検査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）	一の工作物につき 30,000円
6 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合（以下この項において「中間検査を受けた場合」という。） ア 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの ウ 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの エ 床面積の合計が500平方メートルを超え、1000平方メートル以内のもの オ 床面積の合計が1000平方メートルを超えるもの	申請又は通知1件につき 30,000円 申請又は通知1件につき 40,000円 申請又は通知1件につき 43,000円 申請又は通知1件につき 53,000円 申請又は通知1件につき 61,000円
7 法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けようとする者 ア 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの イ 床面積の合計が200平方メートルを	申請又は通知1件につき 29,700円 申請又は通知1件につき 38,500円

超え、300平方メートル以内のもの ウ 床面積の合計が300平方メートルを 超え、500平方メートル以内のもの エ 床面積の合計が500平方メートルを 超え、1000平方メートル以内のもの オ 床面積の合計が1000平方メートル を超えるもの	申請又は通知 1 件につき 39,800円 申請又は通知 1 件につき 46,600円 申請又は通知 1 件につき 47,600円
8 法第7条の6第1項第1号若しくは 第2号又は第18条第38項第1号若しく は第2号(法第88条第1項において準用 する場合を含む。)の規定に基づく検査 済証の交付を受ける前における建築物 等の仮使用認定を受けようとする者	申請 1 件につき 120,000円
9 法第43条第2項第1号の規定に基づ く建築物の敷地と道路との関係の建築 の認定を受けようとする者	申請 1 件につき 27,300円
10 法第85条第6項の規定に基づく仮設 建築物の建築の許可を受けようとする 者	申請 1 件につき 120,000円
11 法第86条第1項の規定に基づく 1 団 地の建築物(2以上の構えを成すものに あっては、総合的設計によって建築され るものに限る。)の特例の認定を受けよ うとする者	建築物の数が2以下である場合にあつ ては78,300円、建築物の数が3以上で ある場合にあっては78,300円に2を超 える建築物の数に28,000円を乗じて得 た額を加算した額
12 法第86条第2項の規定に基づく既存 建築物を前提とした総合的設計による 建築物の特例の認定を受けようとする 者	建築物(既存建築物を除く。以下この項 において同じ。)の数が1である場合に あっては78,300円、建築物の数が2以 上である場合にあっては78,300円に1

	を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
13 法第86条の2第1項の規定に基づく 一敷地内建築物以外の建築物の建築の 認定を受けようとする者	建築物(一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,300円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
14 法第86条の5第1項の規定に基づく 1の敷地とみなすこと等の認定又は取 消しを受けようとする者	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
15 法第86条の6第2項の規定に基づく 1団地の住宅施設に関する都市計画に 基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁 の後退距離又は高さに関する制限の適 用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
16 法第86条の8第1項の規定に基づく 既存の1の建築物について2以上の工 事に分けて工事を行う場合の制限の緩 和に係る工事の全体計画の認定を受け ようとする者	申請1件につき 27,300円
17 法第86条の8第3項の規定に基づく 既存の1の建築物について2以上の工 事に分けて工事を行う場合の制限の緩 和に係る認定を受けた工事の全体計画 の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
18 法第87条の2第1項の規定に基づく 既存の1の建築物について2以上の工	申請1件につき 27,300円

事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	
19 法第87条の2第2項の規定に基づき準用する法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,300円
20 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合は許可を受けようとする者	申請1件につき 120,000円
21 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。次項において「政令」という。）第137条の12第6項）	申請1件につき 27,300円
22 建築物の道路内の建築制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定（政令第137条の12第7項）	申請1件につき 27,300円
23 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。次項において「建築物省エネ省令」という。）第2条の規定が適用される建築物（同条第1項第2号	

若しくは第 3 号に該当する建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び次項において「建築物省エネ法」という。）第11条第 1 項若しくは第12条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第 2 項若しくは第30条第 8 項（建築物省エネ法第31条第 2 項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。次項において「都市低炭素化法」という。）第10条第 9 項若しくは第54条第 8 項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）を除く。）について、法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築確認又は法第18条第 3 項の規定に基づく審査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）	
ア 建築確認又は審査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
（ア） 床面積の合計が200㎡未満	13, 000円
（イ） 床面積の合計が200㎡以上	14, 000円

イ 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号。以下この項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次項において同じ。）を有しないものをいう。）又は住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）のみの増築若しくは改築をする複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。）の場合	
（ア） 床面積の合計が300㎡未満	23,000円
（イ） 床面積の合計が300㎡以上	36,000円

24 建築物省エネ省令第2条の規定が適用される建築物で、法第6条第1項の規定に基づく建築確認若しくは法第18条第3項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（建築物省エネ法第18条第2項若しくは第30条第8項（建築物省エネ法第31条第2項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項に規定する通知に対する検査を受けようとする者（江津市が審査を受けようとする場合を除く。）	
ア 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	5,000円
イ 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合	
（ア） 住宅部分の床面積の合計が300㎡未満	10,000円
（イ） 住宅部分の床面積の合計が300㎡以上	20,000円

ウ 検査を受けようとする建築物が非住宅部分（工場その他のこれに類するもので市長が定めるものの部分を除く。）を有する場合 （ア） 非住宅部分の床面積の合計が300㎡未満 （イ） 非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上 エ イ及びウのいずれにも該当する場合	10,000円 16,000円 イ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
--	---

第5条第1項第2号中「21の項」を「23の項」に、「22の項」を「24の項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

議案第 19 号

江津市水ふれあい公園水の国設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定
について

別紙のとおり、江津市水ふれあい公園水の国設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市水ふれあい公園水の国設置及び管理に関する条例を廃止する条例

江津市水ふれあい公園水の国設置及び管理に関する条例（平成 16 年江津市条例第 91 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

松林宗恵映画記念館設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について
別紙のとおり、松林宗恵映画記念館設置及び管理に関する条例を廃止する条例を
制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1
号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

松林宗恵映画記念館設置及び管理に関する条例を廃止する条例

松林宗恵映画記念館設置及び管理に関する条例（平成 16 年江津市条例第 90 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

江津市桜江体育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり、江津市桜江体育施設設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

江津市条例第 号

江津市桜江体育施設設置条例の一部を改正する条例

江津市桜江体育施設設置条例（平成 17 年江津市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表桜江第 1 柔剣道場の項を削る。

第 8 条第 3 項中「別表第 2、別表第 3 又は別表第 4」を「別表第 2 又は別表第 3」に改める。

別表第 4 を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

記

1 財産の表示

別紙

2 譲渡の目的

近年、光ファイバー整備を行った地方公共団体において、その維持管理に係る人材面及び財政面での負担が深刻化している。こうしたことから、令和 2 年 5 月に総務省より「公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」が示された。本市においても、平成 18 年度から平成 21 年度に整備した H F C（光ファイバー及び同軸ケーブル）設備について、国のガイドラインのとおり費用は無償とし、民間事業者に譲渡することとする。

3 相手方

浜田市竹迫町 2 8 8 6 番地山陰中央新報西部本社ビル内

石見ケーブルビジョン株式会社

代表取締役 福浜 秀利

別紙（財産の表示）

項目	物件	
	数量	単位
I 建物		
アルミ製局所（工場組立一体型構造）	1	式
II 据付機械		
同軸ケーブル（7C）	295	m
同軸ケーブル（12C）	195,346	m
給電ケーブル（12C）	6,716	m
光ファイバー	101,180	m
メッセンジャーワイヤー	214,902	m
スパイラルハンガー	129,552	本
III 屋外動産		
タップオフ（4分岐・4分配）	248	個
タップオフ（8分岐・8分配）	34	個
タップオフ（2分岐・2分配）	626	個
タップオフ（4分岐）	70	個
タップオフ（2分岐）	37	個
タップオフ（8分岐）	38	個
IV 屋外工作物		
自営柱	275	本

議案第 23 号

辺地に係る総合整備計画を定めることについて

下記辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

記

- ・ 総合整備計画書（松平辺地）
- ・ 総合整備計画書（八戸辺地）
- ・ 総合整備計画書（有福・出り原辺地）

総合整備計画書

島根県江津市松平辺地

(辺地人口 513 人 面積 34.1k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 島根県江津市川平町平田、川平町南川上、松川町長良
松川町市村、松川町上河戸、松川町下河戸
松川町八神、松川町太田
- (2) 地域の中心位置 松川町市村 342 番地 5
- (3) 辺地度点数 104 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、人口が比較的集中している本市中心の海辺部から南に位置している。地域の中央には一級河川「江の川」が流れ、山と川に囲まれた自然豊かな場所である一方、河川の増水による浸水被害に幾度となく悩まされている。その江の川に沿って主要幹線道路である国道 261 号線が整備されており、北は本市中心部、南は邑智郡へと繋がる、交通・運輸の要となる地域である。

また、本地域は市内でも少子化・高齢化が顕著であり、辺地を構成している町別の高齢化率は、川平町で 67.5%、松川町で 57.1%。若年層比率についても、川平町で 5.3%、松川町で 5.8%と近年は少子高齢化が更に進行している。

地域の活力は低下してきており、近い将来地域での生活が困難な状況になることが懸念される。

こうしたことから、状況改善のため生活基盤を改善し定住を促進することが重要であり、具体的な取り組みのひとつとして水道施設（加圧ポンプ場）の更新を行い、安定して飲用水を供給する環境を整備する。

3. 公共的施設の整備計画

令和 6 年度から令和 10 年度まで 5 年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	江津市	3,200		3,200	3,200
合 計		3,200		3,200	3,200

総合整備計画書

島根県江津市八戸辺地

(辺地人口 53 人 面積 9.3k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 島根県江津市桜江町八戸（八戸東、八戸西）
 (2) 地域の中心位置 桜江町八戸 277 番地
 (3) 辺地度点数 139 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、本市南端部の山間地に位置し、市の中心市街地から約 25km 離れており、西は浜田市金城町、南は同市旭町、そして東は邑智郡邑南町に隣接している。地区を東西に 2 分する八戸川は江の川の支流であり、昭和 33 年と昭和 40 年の洪水で下流域に甚大な被害を及ぼしたことや、石見臨海地域の工業化から昭和 51 年、同地区内に八戸ダムが建設されている。治水や工業用水だけでなく、水力発電所による発電にも利用されてきた。

山あいには囲まれた農地は狭く、人口減少と少子高齢化が進行しており、高齢化率は 58.5%、若年層比率についても 1.9%と市内でも高い地域である。

生活に必要なインフラである病院や学校、商店といったものが同地区には無く、隣接する長谷地区の郵便局や、診療所のある市山地区、そして市役所支所、小・中学校及び J R 川戸駅のある川戸地区、もしくは総合病院や大型の商業施設を有する市の中心市街地にまで出かける必要がある。

水道は一定の地域に普及しており、生活水準維持に欠かせないものとなっている。このたび八戸浄水場浄水濁度計と送水ポンプについて、設置から 21 年を経過し経年劣化しているため、これを更新し、安定して飲用水を供給する環境を整備する。

3. 公共的施設の整備計画

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
水道施設	江津市	5,313	2,400	2,913	2,300
合 計		5,313	2,400	2,913	2,300

総合整備計画書

島根県江津市有福・出り原辺地

(辺地人口 335 人 面積 10.2k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 島根県江津市有福温泉町、有福温泉町本明、跡市町（出り原、金口）
- (2) 地域の中心位置 有福温泉町 634 番地 3
- (3) 辺地度点数 1 1 4 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本市南西部の山間地に位置する有福温泉町、有福温泉町本明は、西境を浜田市金城町に接している。平成 16 年 10 月に旧桜江町と合併するまでは旧江津市の市境に位置していた。

本辺地にある有福温泉は本市の主要な観光地であるが、平成 22 年に旅館街の火災、平成 25 年には水害に見舞われるという悲運も重なり、さらに平成 29 年から旅館の廃業等が続き、宿泊者数が年々減少している。近年では新型コロナウイルスの影響等により宿泊者数の減に拍車がかかっており、このまま何も手立てを講じなければいつ消滅してもおかしくない状況にまで追い込まれている。

この状況を打開するため、令和 3 年度から官民一体となり有福温泉街の再生に取り組んでおり、観光資源の高付加価値化や利便性向上に向けて温泉街を再整備し、交流人口の拡大を図っている。

そのひとつとして温泉街にある公衆浴場の空調の更新および街並みの整備を行い、地元利用者及び観光客の利便性向上を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和 6 年度から令和 10 年度まで 5 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
観光施設	江津市	201,980	100,000	101,980	101,900
合 計		201,980	100,000	101,980	101,900

議案第 24 号

辺地に係る総合整備計画の変更について

下記辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号) 第 3 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

記

- ・ 総合整備計画書（川越辺地）

以上の総合整備計画書の下線部分を変更する。

総合整備計画書

島根県江津市川越辺地

(辺地人口 499 人 面積 33.8k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 島根県江津市桜江町川越、桜江町田津、桜江町坂本
桜江町鹿賀、桜江町大貫
- (2) 地域の中心位置 桜江町坂本 1995 番地 8
- (3) 辺地度点数 138点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は、本市南東端部の山間地に位置し、江津市中心地から 25 km以上離れており、平成 16 年 10 月に旧江津市と合併するまでは、町境を川本町、旧石見町、旧江津市と接していた。

辺地の中心を江の川が流れており、耕地の多くは江の川沿いに位置している。こうした状況において、昔から出水期における河川の増水により住宅地への浸水被害に悩まされている。こうしたことから、地域での活力の低下や防災上の不安の増加などにより、人口減少が加速し、地域活動が困難な状況になることが懸念されている。

そのような中で川越地区では、長年の懸案事項である浸水被害を防ぐ為、江の川の支流で町中を流れる田津谷川の堤防改修事業を行うことにより、地区住民の安心安全を確保する。事業において支障となる消防施設（防火水槽）については、撤去のうえ近隣に新たに設置することで防災体制を維持していく。また、その際に新たに堤防沿いの市道整備を行うことにより、地区住民の生活環境の改善を図る。

さらに、辺地内の水道施設において、河川の氾濫による水源地の冠水、取水停止、断水が度々起こっているため、隣接する浄水系統からの連絡管を整備することで、当該地区への安定的な給水を行う。

なお、江津市道路橋点検計画により補修が必要と判断された橋梁（大貫橋）について補修を行うことで橋梁の長寿命化を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道整備	江津市	26,500		26,500	26,500
水道施設	江津市	110,665	44,266	66,399	33,150
消防施設	江津市	8,500	3,500	5,000	5,000
橋梁施設	江津市	30,450	17,820	12,630	12,600
合 計		176,115	65,586	110,529	77,250

議案第 25 号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

記

- 1 契約の目的 江津市乾燥調製施設整備工事
- 2 工事場所 江津市後地町
- 3 契約金額 変更前 204,600,000 円
(うち消費税及び地方消費税の額 18,600,000 円)
変更後 209,231,000 円
(うち消費税及び地方消費税の額 19,021,000 円)
- 4 契約の相手方 江津市江津町 1333 番地
江津土建株式会社
代表取締役 川本 匡志

議案第 26 号

市道の路線の廃止について

下記のとおり、市道の路線を廃止することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

記

路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
嘉戸団地 2 号線	松川町太田 482 番 2 地先から 松川町太田 482 番 1 地先まで	62.0	3.2～4.6
嘉戸団地 3 号線	松川町太田 482 番 1 地先から 松川町太田 483 番 2 地先まで	43.5	3.6
赤羽根団地 8 号線	二宮町神主イ 1082 番 1 地先から 二宮町神主イ 1280 番地先まで	81.9	6.0～9.1

議案第 27 号

市道の路線の認定について

下記のとおり、市道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

記

路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
嘉戸団地 2 号線	渡津町 851 番 19 地先から 渡津町 851 番 19 地先まで	178.9	6.0～11.0
赤羽根団地 8 号線	二宮町神主イ 1158 番 1 地先から 二宮町神主イ 1280 番地先まで	392.4	6.0～21.5

議案第 28 号

令和 7 年度島根県江津市一般会計予算を定めることについて

令和 7 年度島根県江津市一般会計予算を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 29 号

令和 7 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて

令和 7 年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計予算を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 30 号

令和 7 年度島根県江津市国民健康保険診療所事業特別会計予算を定めること
について

令和 7 年度島根県江津市国民健康保険診療所事業特別会計予算を、別冊のとおり
定めるものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 31 号

令和 7 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計予算を定めることにつ
いて

令和 7 年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計予算を、別冊のとおり定め
るものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 32 号

令和 7 年度島根県江津市水道事業会計予算を定めることについて

令和 7 年度島根県江津市水道事業会計予算を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中

議案第 33 号

令和 7 年度島根県江津市下水道事業会計予算を定めることについて

令和 7 年度島根県江津市下水道事業会計予算を、別冊のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 28 日提出

江津市長 中 村 中